

東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助事業の 代理受領にかかるお手続きについて

1 対象となる方 （交付申請時に以下の①～③をすべて満たす生活保護受給者）

- ① 東大阪市において現に保護を受けている生活保護受給世帯であること
- ② 稼働可能なエアコンが現に居住する居宅に1台もないこと（移動式エアコンを含む。暖房器具の有無は問わない。）
- ③ 生活保護によるエアコンの支給要件にあたらない世帯であること

2 対象品

① エアコン本体費用

エアコン本体の購入にかかる経費

※ 中古品は対象となりません。上限との差額を自己負担する場合でも本体の購入費用については、上限78,000円（税込）の概ね1.3倍までの機器とします。

② エアコン購入にかかる設置費用

エアコンの設置に係る経費（配送費、設置工事費、撤去費及びリサイクル費、配管化粧カバー）

※ 延長保証料、電池等の消耗品購入費、販売した店舗以外のエアコン設置費は対象となりません。

3 補助額

- ① エアコン本体費用は、78,000円（税込）を上限とします。
- ② エアコン設置費用は、100,000円（税込）からエアコン本体費用を差し引いた額を上限とします。
- ③ 各種ポイント等をエアコンの購入費用にあてた場合は、ポイント適用後の費用で補助額を算出します。

4 申請受付期間

令和8年7月22日（水）から令和9年2月末日まで（持参又は郵送。郵送の場合は消印有効。予算上限に達すれば、終了とします。）

5 補助金交付までの流れ（代理受領制度）



① 見積

申請を希望される方が見積依頼されますので、設置費用を含めた見積書の発行

をお願いいたします。

- ・ 本体費用、設置費用、設置日、製品名、型番等の内訳を確認いたしますので、それらの明記されたものをご用意ください。
- ・ 見積額（税込）をもとに補助額を算定いたします。特に設置費用については実際の費用に近い金額で見積をお願いいたします。

② 申請

申請者から市に申請書・見積書の写し・（必要に応じて）エアコン設置にかかる家主の承諾書を提出していただきます。

申請があれば、ケースワーカーが訪問調査を実施し、エアコンの設置状況を確認いたします。（訪問調査に1週間時間を要することがあります。）

③ 補助の交付決定 **※交付決定前のエアコン購入は補助の対象外となります。**

決定すれば、市から申請者へ交付決定通知書（別紙2）を送付します。

③ エアコン購入、設置工事の着手・完了

申請者が交付決定通知書を代理受領協力店様に持参しますので、以下のとおりご対応をお願いします。

- ・ 交付決定通知書下部の代理受領協力店欄に店舗名等をご記載ください。
- ・ 交付決定通知書のコピーを取って原本をご本人にご返却ください。
- ・ 費用総額が交付決定額を上回っている場合は、差額分をご本人に請求いただき、本人負担分の領収書を発行してください。
- ・ 請求書（別紙3）と本人が署名した委任状（別紙3）を受け取ってください。

⑤ 設置完了後の請求書等の提出

代理受領協力店様から市に以下の書類を提出ください。

- ・ 生活保護受給世帯エアコン購入費補助金請求書（様式第6号）
- ・ 委任状（様式第7—1号）
- ・ エアコンの本体費用、設置費用、設置日、製品名、型番が分かる書類
- ・ エアコン設置後の写真及び室外機の写真（撮影日が確認できるもの）
- ・ 生活保護受給世帯エアコン購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
- ・ 振込口座番号が確認できるもの
- ・ 領収書の写し（差額の本人負担分がある場合）

6 補助金の交付

市から申請者に確定通知書を送付するとともに、代理受領協力店様ご指定口座に補助金を振り込みます。

7 その他

本事業にかかる本市ウェブページの URL、2次元コードについては以下の通りとなっておりますので、ご参照ください。

生活保護受給世帯エアコン購入費補助事業について（対象者向け）

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000044925.html>



生活保護受給世帯エアコン購入費補助事業について（協力事業者向け）

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000044894.html>



東大阪生生福第 号
令和8年 月 日

東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金交付決定通知書

〇〇 〇〇 様

東大阪市長 野 田 義 公 印

令和8年〇月〇日付けで申請のありました東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費の補助金について、次のとおり決定しましたので、東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第10条の規定により通知いたします。

決 定 区 分	支給額 金〇〇〇,〇〇〇 円（代理受領）		① 決定通知書原本 であること（朱 印が押されてい ます）をご確認く ださい。
交付決定者	氏 名	〇〇 〇〇	
	住 所	東大阪市	
支 払 方 法	代理受領協力店（事業者）に口座振込		
変更交付決定があった 場合の変更内容			

支給条件

- 1 代理受領協力店は、エアコンの購入及び設置完了後、以下の書類を提出してください。
- (1) 東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）
 - (2) 委任状（様式第7-1号）
 - (3) 設置したエアコン等の本体費用、設置費用、設置日、製品名、型番が分かる書類(写し可)
 - (4) 設置したエアコン及び室外機の写真（撮影日が確認できること）
 - (5) 本通知の写し（様式第2号）
 - (6) 振込先の口座番号が確認できるもの（通帳などのコピー）
 - (7) 領収書の写し（差額の本人負担分がある場合）
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 交付決定者が次の事項に該当したときは、補助金の返還を命ずることがあります。
- (1) 要綱第4条の補助対象者に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 要綱第5条に規定する暴力団等であることが判明したとき。
 - (3) エアコンの設置が予定の期間内に完了しないことが明らかとなったとき。
 - (4) 同じ世帯で当該補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 虚偽の申請又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (6) その他この要綱の規定に違反したとき

②

代理受領協力店欄に店舗名等をご記載ください。

③

コピーをお取りいただき、原本をご本人にご返却ください。

※ 事業者使用欄 (エアコン購入時)	代理受領協力店	
	連絡先	
	担当者	

別紙3

ご本人からこちらの書類をお受け取りいただくか、
ウェブサイトからこちらの書類をダウンロードしてください。

様式第6号（第13条関係）

令和 年 月 日

（あて先）東大阪市長

（請求者）代理受領者（事業者）

住 所 _____

事業者名 _____

T E L _____

東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日付け東大阪生生福第 号で交付決定のありました東大阪市
エアコン購入費補助金についてエアコンの購入及び設置が完了しました。下記の書類を添
えて請求しますので、指定する口座に振り込んでください。

記

請求金額 金 _____ 円

同じ名称で
お願いします。

※振込口座名義人は上記の請求者名義に限ります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	支店名	種別	口座番号 (右詰め)	フリガナ 口座名義
銀行 農協 金庫 信組	支店	普通 当座		
銀行コード	支店コード			

ゆうちょ銀行 貯金通帳の見開き左上 またはキャッシュカー ドの記号・番号をご記 入ください	通帳記号	通帳番号 (右詰め)	フリガナ 口座名義

添付書類

□委任状（様式第7-1号）

□設置したエアコン等の本体費用、設置費用、設置日、製品名、型番が分かる書類（写真等）

□設置したエアコン及び室外機の写真（撮影日が確認できること）

□東大阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し

□振込先の口座番号が確認できるもの（通帳などのコピー）

□領収書の写し（差額の本人負担分がある場合）

チェックをお願いします。

振込口座をご記載ください

ご本人からこちらの書類をお受け取りください。

様式第7-1号（第13条関係）

委任状

令和 年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者住所

申請者氏名（署名又は記名押印）

（署名の場合は押印不要）

ご本人に記載して
もらってください

私は令和 年 月 日付け東大阪生生福第 号で交付決定のありました東大
阪市生活保護受給世帯エアコン購入費補助金の交付を受けるにあたり、下記の者に下記事
項について委任します。

記

委任事項

- ☐ 本補助金の請求にかかる書類の提出に関する事
- ☐ 本補助金の受領に関する事

受任者

所在地

名 称

氏 名

店舗でご記載ください
（お届けいただいた
所在地・名称・代表者
をご記載ください。）